

個人情報保護及び管理に関する特記事項

(基本的事項)

第1条 受託者は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項各号に規定する情報をいう。以下同じ。）の重要性を十分認識し、本件契約による業務を遂行するに当たっては、法その他法令等を遵守し、必要な措置を講じなければならない。

(責任体制)

第2条 受託者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(書面による届出)

第3条 受託者は、本特記事項により届け出ることとされている事項については、契約締結後速やかに書面により委託者へ届け出、了承を得なければならない。

(責任者等の届出)

第4条 受託者は、本件契約による業務における個人情報の取扱いの責任者（以下「責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「作業従事者」という。）を定め、委託者に届け出なければならない。責任者及び作業従事者を変更する場合も、同様とする。

2 責任者は、本特記事項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

3 作業従事者は、責任者の指示に従い、本特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(作業場所の特定)

第5条 受託者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、委託者に届け出なければならない。

(教育の実施)

第6条 受託者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本特記事項における作業従事者が遵守すべき事項その他この契約により受託した業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

(秘密保持の義務)

第7条 受託者は、この契約の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第8条 受託者は、本件契約による業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本特記事項に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受託者は、委託者に対し、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第9条 受託者は、本件契約による業務を第三者に再委託してはならない。ただし、個人情報を取り扱う業務の一部についてやむを得ず第三者に委託する必要

があるときに、あらかじめ、再委託先の名称、再委託の内容、業務執行の場所及び作業従事者を書面により委託者に通知し、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

- 2 受託者は、再委託先に対して本件委託業務を委託した場合は、再委託先に当該業務に対する報告を行わせるとともに、その内容を委託者に報告しなければならない。また、受託者は、再委託先にこの契約の内容を遵守させるとともに、委託者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（指示目的以外の使用及び第三者への提供の禁止）

- 第10条 受託者は、個人情報データを委託者の指示する目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（個人情報の持出し禁止）

- 第11条 受託者は、委託者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、届出を了承された作業場所から個人情報データを持ち出してはならない。

（複写及び複製の禁止）

- 第12条 受託者は、この契約により受託した業務に係る個人情報データを委託者の許可なく複写し、又は複製してはならない。委託者の許可を受けて複写し又は複製したときは、当該複写物又は複製物を焼却、裁断、データの消去等により利用できないように処分しなければならない。

（授受及び保管）

- 第13条 受託者は、個人情報の授受、保管及び管理について、善良な管理者の注意をもって当たるものとし、個人情報の滅失、き損等の事故を防止しなければならない。

（返却及び廃棄の義務）

- 第14条 受託者は、この契約により受託した業務が完了したとき又はこの契約が解除されたときは、受託した業務に係る個人情報データを速やかに委託者に返却しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、受託者は、当該個人情報データを委託者の指示に基づき廃棄するときは、第三者の利用に供されることのないよう善良なる管理者の注意をもって焼却又は裁断若しくはデータの消去により処分しなければならない。

（定期報告及び緊急時報告）

- 第15条 受託者は、委託者から、個人情報データの取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報データの取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

（事故発生時における報告の義務）

- 第16条 受託者は、個人情報の保護に関し事故が生じたときは、直ちに委託者に通知し、当該事故の解決に努めるとともに、遅滞なくその状況を書面をもって委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。

（立入検査及び調査等）

- 第17条 委託者は、個人情報の管理状況について随時に立入検査又は調査し、受託者に対して必要な報告を求め、又は委託業務の処理に関して指示を与えることができる。この場合において、受託者は、これに応じなければならない。

(契約の解除)

第18条 委託者は、受託者が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、本件契約による委託業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 受託者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、委託者にその損害の賠償を求めることはできない。

(公表措置及び損害賠償義務)

第19条 委託者は、受託者が本特記事項に違反し、又は怠った場合は、その事実を公表することができる。

2 受託者が本特記事項に違反し、又は怠った場合において、委託者又は第三者に損害を与えたときは、受託者は、その損害を賠償しなければならない。